

別紙2

(協定第5条関連)
(機構法第13条第1項第3号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	6百万円
H 1 9	9百万円
H 2 0	8百万円
H 2 1	60百万円
H 2 2	23百万円
H 2 3	49百万円
H 2 4	165百万円
H 2 5	3,045百万円
H 2 6	47百万円

(注1) 平成18年度から平成24年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。